



鏡支所だより

—第185号—

発行日 令和4年9月1日

発刊 八代市鏡支所

編集 鏡支所地域振興課

TEL 52-2131



鏡支所管内の人の動き(7月末現在)			
		()は前月比	
【世帯数】	6,029	世帯	(9)
【人口数】	14,051	人	(▲ 2)
	男	6,617	人 (25)
	女	7,434	人 (▲27)

市の発展に寄与 八代市有功者表彰

8月1日、八代市役所本庁舎で八代市有功者表彰式が行われました。

これは、毎年8月1日の市制施行記念日に市政に功績のあった人を称えて表彰を行うもので、今年は消防団分団長などを中心に33人が表彰を受けられました。

鏡町からは、宮崎伸也さん(上鏡区)、澤田康宏さん(内田区)、平崎和志さん(中島区)の3名の方が受賞されました。おめでとうございます。



▲有功者表彰を受賞された皆様

地域振興・地域づくり活動助成事業追加募集のお知らせ

支所内地域の特性を活かし、地域づくり活動を対象とした助成金事業について、予算の範囲内で追加募集を行います。

地域づくり活動の充実や住民自治及び防災意欲の向上を目的に、活動をされている団体の方はご応募ください。令和5年3月15日まで実績報告ができる事業を申請してください。



〈助成交付対象となる団体〉

- ・上記の目的に合致した活動として右の例のような事業を行っているまたは、行おうとする団体

〈助成交付対象となる事業の例〉

- ・地区内安全マップ作製
- ・ゴミステーション整備など環境美化
- ・地域案内板設置、掲示板設置や補修

〈助成交付の申請〉

- ・申請期限 9月30日(金)
- ・既定の様式で申請してください

〈助成金交付の額〉

- ・予算の範囲内
- ※複数の団体から応募があった場合は審査の上決定します。

問合せ・提出先 : 地域振興課 ☎ 52-2131

様々な防災情報収集の手段について ~いざという時の災害に備え、ぜひ登録、利用ください~

①防災アプリ「@infoCanal」

スマホアプリ「@infoCanal (アットインフォカナル)」では、防災情報などをアプリで確認することができます。

地域別で配信しますので、必要な地域の情報だけを受け取ることができます。

▼登録はこちらから



Apple Store用



Google Play用



②登録制メール(地域別の情報発信)

登録されたメールアドレスにメールを配信します。

地域登録を行うと、必要な地域の情報だけを受け取ることができるようになります。

▼登録はこちらから



※左のQRコードを読み取るか、
bousai.yatsushiro-city
@raidens2.ktaiwork.jp
を直接入力して、空メールを送信してください。

「alert@ns2.yatsushiro.org」からメールを受信できるように設定してください。

問合せ：危機管理課 ☎33-4112 / 地域振興課 ☎52-2131

「みんなと未来を語る市政懇談会～鏡～」 の開催延期について

令和4年10月5日（水）に鏡コミュニティセンターで開催が予定されていましたが、「みんなと未来を語る市政懇談会～鏡～」は、新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、令和5年度に開催が延期されることとなりました。

問合せ：地域振興課 ☎ 52-2131

資源物の分別品目における排出方法について(お願い)

下記の品目は、集積所には回収容器がありません。排出される場合は、周辺への飛散防止のため、ひもで十字に結束するか、紙袋に入れて出してください。

- ・紙製容器包装
- ・段ボール
- ・雑誌、紙類
- ・新聞、チラシ

問合せ：市民環境課 ☎ 52-1115

ごみの分別アプリ

「さんあーる(八代市版)」を活用ください

お持ちのスマートフォンやタブレット端末で、資源物の分別方法や、ごみ収集カレンダーを確認することができます。

アプリの入手方法等については、八代市ホームページからご確認ください。

八代市さんあーる

検索

※本アプリのダウンロードやご利用にはデータ通信料がかかり、利用者の負担になります。

登録は「こちら」



Google Play用



Apple Store用

問合せ：市民環境課 ☎ 52-1115

私有地の適正管理をお願いします

八代市では、「環境美化の推進に関する条例」に基づき、空き地などに生い茂った雑草等による「害虫発生」「不法投棄」「枯れ草火災」などを防止するため、土地の所有者や管理者の皆さんに空き地等の適正管理をお願いしています。

●適正管理を怠ると、以下のような事態に繋がる恐れがあります。

- ◆雑草等の生い茂りを放置すれば・・・
 - ・害虫の発生
 - ・不法投棄の誘発
 - ・火災の発生
- ◆道路に隣接する住宅地等から、庭木・生垣・雑草・竹などが道路や歩道にはみ出していると・・・
 - ・道幅が狭くなり、車両や歩行者などの通行の妨げになる
 - ・私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因で事故等が発生
 - 所有者や管理者の方が責任を問われることも・・・
- ◆地域住民からの苦情、近隣トラブル



土地の所有者や管理者の皆さんにおかれましては、適切な時期に、刈り取り、剪定等を実施していただきますようお願いいたします。

◆問合せ：市民環境課 ☎ 52-1116

食品ロスをなくしましょう

「食品ロス」とは、商品の基準を満たしていない（色や形が悪い）などを含めて、本来食べられるものなのに、捨ててしまわれている食べ物のことです。

食品ロスをなくすための具体的な例としては、「消費期限内に使い切る」「食材別の保存方法に注意する」「外食やテイクアウトで注文しすぎない」などがあります。

日本では、1日1人あたりお茶碗1杯分（約124g）食品ロスが発生していると言われています。

一方、世界には飢餓に苦しむ人々が多く存在します。過剰な消費をしないように考えましょう。

また、廃棄された食べ物は焼却され、そのときに温室効果ガスが発生します。食品ロスをなくすことは、環境負荷を抑えることにもつながっています。

飢餓を
ゼロに

つくる
責任
つかう
責任

気候変動
に
具体的な
対策を

個人にできる取組「SDGs」



人（ひと）は等（ひと）しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～